

裁 決 書

[Redacted]

審査請求人 [Redacted]

平成22年3月29日付けで行われた審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、次のとおり裁決する。

主 文

[Redacted]が、平成22年3月12日付けで審査請求人に対し行った生活保護停止処分は、これを取り消す。

事 実

[Redacted]（以下「処分庁」という。なお、平成22年4月1日の組織改正により、長の名称は [Redacted] となった。）は、平成22年3月12日、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第62条第3項の規定により、生活保護停止処分（以下「原処分」という。）を行った。

請求人は、原処分を不服として、平成22年3月29日、北海道知事に審査請求を行った。

請 求 の 要 旨

自動車を運転していないのに、運転したとして保護を停止されたことが不服である。

裁 決 の 理 由

- 1 本件に関しては次の事実が認められる。

[Large Redacted Area]

2 判断

(1) 法の規定等について

ア 生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）。

イ 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持、向上に努めなければならないものとされ（法第60条）、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる（法第27条第1項）。

ウ そして、被保護者は、保護の実施機関から指導又は指示を受けたときは、これに従わなければならないものとされており、保護の実施機関は、被保護者がこの義務に違反したときは、あらかじめ被保護者に対して弁明の機会を与えた上で、保護の変更、停止又は廃止をすることができる（法第62条第1項、第3項及び第4項）。

この場合の保護停止の基準について、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問（第11の1）は、被保護者が書面による法第27条の規定による指導指示に従わない場合において保護の変更、停止又は廃止のいずれを適用するかを定める基準を定めており、保護を停止する基準について、当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて相当と認められる限度で保護の変更を行い、それによることが適当でない場合は保護を停止することとされている。

エ 法第26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって被保護者に通知すると定めている。

また、法第28条第4項は、保護の実施機関は、被保護者が法に基づく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる（法第28条第4項）と定めている。

オ 課長通知問（第11の1）によると、法第27条に基づく指導指示に従わない場合の保護

の停止等の処分は、当該処分を行うことを実際に決定した日から適用することを原則とするとされている。

カ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の2の(4)及び生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）Ⅱの1によると、法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とし、一定期間口頭による指導指示を行ったにもかかわらず、目的を達せられなかったとき、または目的を達せられないと認められるときに文書による指導指示を行うこととされている。そして、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかった場合、法第62条第3項により保護の変更、停止又は廃止を検討することとなる。

キ 手引Ⅱの1の(1)のウによると、口頭による指導指示は、具体的に、内容、期間等を明示して行うこととされ、また、手引Ⅱの1の(2)のイによると、文書による指導指示は、指導指示を行う理由、内容、対象者等を分かりやすく具体的に記載することとされている。

2) 処分庁の主張

処分庁は、平成22年4月21日付け弁明書（以下「弁明書」という。）において、次のとおり主張する。

請求人に対して、自動車の保有及び使用について再三指導指示してきたにもかかわらず、車検満了後も運転し、処分庁に対して虚偽の報告をしていた行為は悪質であるから、保護の停止は当然である。

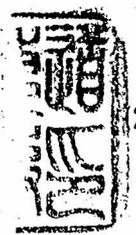
(3) 原処分について

ア 指導指示について

処分庁は、前記1の(3)ないし(5)のとおり、請求人に対して、自動車の保有及び使用を原則できない旨指導しているが、法第27条に基づく指導指示は、前記(1)のキのとおり、対象となる被保護者個々の事情に応じて、具体的な内容でなければならないから、保護制度の原則を説明したに過ぎない指導は法第27条に基づく指導ということとはできない。

また、自動車の保有要件等については、課長通知等において、通勤用自動車、障害者の通院等のための自動車などについて定められているところであり、自動車の保有の可否の検討に当たっては、被保護者が要件に該当するか否かを個別に判断する必要があるが、処分庁から提出を受けた資料においては、処分庁が請求人について自動車の保有の可否を十分に検討したといえる事実はみられないので、自動車の保有等について指導指示を行う前提を欠いていることとなる。

なお、処分庁は、前記1の(3)ないし(5)のとおり、請求人に対し、口頭による指導を平成21年12月10日及び平成22年2月4日に行い、同月10日に文書による指示を行っているが、口頭指導した後、文書指示までの間に指導指示違反があったという事実も、処分庁



が指導の目的を達せられないか否かを検討した事実もみられない。そうすると、前記(1)の方に照らし、処分庁が請求人に対し文書指示を行う根拠があったとは認められない。

以上のことから、本件の指導及び指示は有効なものとはいえ、その指導指示に違反したことを理由に保護を停止した原処分は取消しを免れない。

イ 処分の理由について

処分庁は、前記1の(10)のとおり、原処分の通知において、保護を停止する理由を「生活状況観察のため」としているが、保護の実施機関が被保護者の保護を停止できるのは前記(1)のウ又はエの場合であり、被保護者の生活状況を観察するために保護を停止できるとする規定はないから、この点においても原処分は不適當である。

ウ 処分日について

前記1の(10)のとおり、原処分の通知書の日付及び停止処分の日は平成22年3月12日となっており、また、処分庁は、弁明書において、同日付けで原処分を行ったと明記している。

ところが、前記1の(8)のとおり、処分庁は、平成22年3月12日に、請求人に対し同日付けで保護を停止する旨を伝え、その場で法第62条第4項に基づく弁明の機会を与えている。停止等の処分は、あらかじめ弁明の機会を与えた上で、その内容を勘案して検討すべきものであり、しかも弁明の機会を付与する旨の通知は、文書により、弁明の日時までの相当の日数を空けて設定すべきであるが、本件の場合は弁明の機会を与える前に保護を停止する旨を決定しているため、法第62条第4項に定められた弁明の機会を適正に付与したとはいえない。

したがって、原処分は法第62条に定められた手続を経ているとはいえ、違法なものといえる。

なお、前記1の(9)によると、平成22年3月16日に保護停止の決定を行ったともいえるが、そうだとすると、前記(1)のオにより、保護停止の日は平成22年3月16日とするべきであり、同月12日付けで保護を停止する理由はなく、いずれにしても原処分は違法又は不適當である。

よって、主文のとおり裁決する。

平成22年11月18日

北海道知事 高橋 はるみ

